

東京学芸大学公開講座規程の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
（趣旨） 第1条 <u>東京学芸大学（以下「本学」という。）学則第60条に規定する公開講座については、この規程の定めるところによる。</u> 〔省略〕 （開設等） 第4条 本学の専任<u>教官</u>は、講座を開設し、その講座の講座責任者になることができる。 2 講座責任者は、講座の企画及び運営を担当する。 （開設手続等） 第5条 講座責任者は、講座の内容等について、<u>教務委員会</u>（以下「委員会」という。）の承認を得るものとする。 2 講座の開設時期及び期間は、本学における授業に支障のない範囲において定めるものとする。 （講習料） 第6条 講座の講習料は、<u>文部科学大臣の定める額とする。ただし、これにより難しい場合は、文部科学大臣の承認を得て学長が定める額とする。</u> 2 講習料は、前納とし、一旦納入された後は、受講者が受講を取りやめた場合であっても返還しない。 〔省略〕 （開設等） 第16条 本学の専任<u>教官</u>は、講座を開設し、その講座の講座責任者になることができる。 2 講座責任者は、講座の企画及び運営を担当する。 〔省略〕 （報告） 第23条 委員会は、公開講座（特別公開講座を除く。）の実施について<u>代議員会</u>に報告するものとする。 （事務） 第24条 公開講座の実施に関する事務は、関係各課の協力を得て総務部<u>学外連携推進室</u>が処理する。 〔省略〕	（趣旨） 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則第67条第2項の規定に基づき、公開講座について必要な事項を定めるものとする。</u> 〔省略〕 （開設等） 第4条 本学の専任<u>教員</u>は、講座を開設し、その講座の講座責任者になることができる。 2 講座責任者は、講座の企画及び運営を担当する。 （開設手続等） 第5条 講座責任者は、講座の内容等について、<u>地域連携推進委員会</u>（以下「委員会」という。）の承認を得るものとする。 2 講座の開設時期及び期間は、本学における授業に支障のない範囲において定めるものとする。 （講習料） 第6条 <u>講座の講習料の額は、別に定める。</u> 2 講習料は、前納とし、一旦納入された後は、受講者が受講を取りやめた場合であっても返還しない。 〔省略〕 （開設等） 第16条 本学の専任<u>教員</u>は、講座を開設し、その講座の講座責任者になることができる。 2 講座責任者は、講座の企画及び運営を担当する。 〔省略〕 （報告） 第23条 委員会は、公開講座（特別公開講座を除く。）の実施について<u>教育研究評議会</u>に報告するものとする。 （事務） 第24条 公開講座の実施に関する事務は、関係各課の協力を得て総務部<u>社会連携課</u>が処理する。 〔省略〕

	<u>附 則</u> <u>この規程は、平成16年4月1日から施行する。</u>
--	---